

(2019年6月1日現在)

商 品 名	・納税準備預金／納税貯蓄組合預金	
ご利用いただける方	・納税準備預金 …個人・法人のお客さま ・納税貯蓄組合預金…納税貯蓄組合の組合員（個人・法人）のお客さま	
期 間	・期間の定めはございません。	
お 預 け 入 れ	お 預 け 入 れ 方 法	・随時お預け入れいただけます。 ・原則として、国税または地方税（以下これらを「租税」といいます）の納付準備資金のお預け入れに限ります。
	お 預 け 入 れ 金 額	・1円以上
	お 預 け 入 れ 単 位	・1円単位
	払 い 戻 し 方 法	・原則として、払い戻しは預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限ります。 ・租税納付のために払い戻すときは、納付書・納税告知書・その他租税納付のための書類の提出が必要です。
お 利 息	適 用 金 利	・適用金利は随時変動いたします。 ・やむをえず租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中のお利息は、店頭に表示する毎日の普通預金金利を適用します。
	利 払 方 法	・毎年2月と8月の福井銀行所定の日に口座にご入金いたします。
	計 算 方 法	・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割りによる計算（円未満切り捨て）
	税 金	・原則、非課税です。 ・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中のお利息全額に対して、課税されます。 ◎法人のお客さま…総合課税 ◎個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税 （2037年12月31日までにお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%となります。） ※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※納税貯蓄組合預金の場合で利息計算期間中における納税外払戻金額の合計が10万円以下のときは課税されません。
預 金 保 険 制 度	・預金保険制度の対象商品です。福井銀行へお預け入れの預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円（決済用預金に該当する預金を除く）までとのお利息が保護されます。 ・預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。	
福井銀行が契約している 指 定 紛 争 解 決 機 関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・適用金利は窓口でご確認ください。 ・自動振替ができる租税については、その納付書類にもとづいて、納税準備預金からの口座振替がご利用いただけます。 ・キャッシュカードはご利用いただけません。	

<福井銀行ホームページ> <https://www.fukuibank.co.jp>